

日本史 B

(解答番号 ~)

第1問 印刷の歴史について述べた次の文章A・Bを読み、後の問い(問1～6)に答えよ。(資料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。)(配点 18)

A

印刷とは、墨などを塗った版を紙や布に押し付け、同じ文章や図像を複製する技術である。

日本最古の印刷物とされるのは、8世紀に作られた「百万塔陀羅尼」(写真1)である。『続日本紀』によると、①光明皇太后と結びついて権力を握り太政大臣に相当する地位に就いた人物による兵乱が平定された後、木製の三重の小塔が100万基作られ、そのなかに陀羅尼経(仏典)が納められたという。

中世に入ると、京都や鎌倉の寺院などで印刷が行われる一方、中国大陸や朝鮮半島で印刷された書物が輸入された。仏典を集大成した大蔵経を日本側が朝鮮国王に求めた事例などからは、印刷物を通じた②日本と朝鮮半島との交流を知ることができる。

印刷に使用する紙については、7世紀に朝鮮半島より製法が伝わったとされ、8世紀には律令体制のもとで地方でも生産された。中世になると、③各地で生産された紙が商人によって運ばれ、広く流通していった。

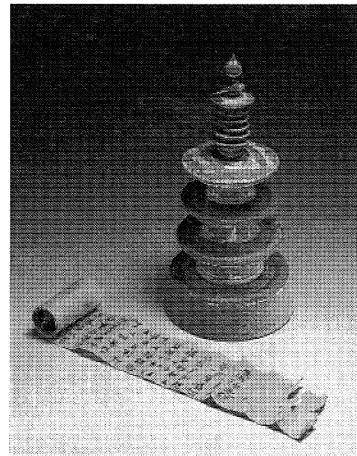


写真1 百万塔陀羅尼

問 1 下線部③に関して、出来事を年代順に並べた次の表に示した a ~ d の時期のうち、この兵乱が起きた時期として正しいものを、後の①~④のうちから一つ選べ。

天然痘が流行し、藤原武智麻呂・房前らが死去した。	<input type="text" value="a"/>
聖武太上天皇らが参加して、大仏の開眼供養会が挙行された。	<input type="text" value="b"/>
養老律令が施行された。	<input type="text" value="c"/>
道鏡が法王に任じられた。	<input type="text" value="d"/>
伊治皆麻呂が乱を起こし、多賀城を攻撃した。	

- ① a ② b ③ c ④ d

問 2 下線部④に関して述べた次の文 I ~ III について、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①~⑥のうちから一つ選べ。

- I 交易を目的として朝鮮の三浦に居住していた日本人らが、特権の縮小に反発して暴動を起こしたため、その後の通交は一時的に衰退した。
- II 全国を統一した人物が九州に本陣を置いて朝鮮半島に出兵した際に、朝鮮の金属活字が日本にもたらされた。
- III 倭寇の活動が活発化したため、朝鮮が倭寇の本拠地と考えた対馬を襲撃し、貿易が一時中断した。

- ① I — II — III ② I — III — II ③ II — I — III
- ④ II — III — I ⑤ III — I — II ⑥ III — II — I

日本史B

問 3 下線部◎に関連して、次の史料1・2は紙などの物資流通を担っていた商人に対して出された命令である。この史料1・2の内容について述べた後の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 3

史料1 戦国大名六角氏の命令

紙商売の事、石寺新市(注1)の儀は樂市たるの条、是非に及ぶべからず(注2)。濃州ならびに当国中(注3)の儀は、座人の外商^{ほか}売せしむるにおいては、見相^{あい}(注4)に荷物押さえ置き注進致すべし。 (〔今堀日吉神社文書〕)

(注1) 石寺新市：戦国大名六角氏の居城である近江国観音寺城の城下町。

(注2) 是非に及ぶべからず：あれこれと議論してはならない。

(注3) 濃州ならびに当国中：美濃国と近江国。ここでは近江国の石寺新市は含まれない。

(注4) 見相：見かけること。見つけること。

史料2 織田信長の命令

大滝神郷(注5)紙座の事

一 上は木目を境、下は浅水の橋を境、東は境目、西は海端^{ごとく}を境、前々の如く諸役あるべからず。 (〔大滝神社文書〕)

(注5) 大滝神郷：越前国大滝神社の所領。

X 史料1によると、六角氏が治める近江国・美濃国には樂市令が出され、座の特権を強要しようとする商人の荷物は没収されることになっていた。

Y 史料2によると、織田信長は、大滝神郷紙座が越前国内に有していた税免除の特権を撤廃した。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|---|-----|-----|
| ① | X 正 | Y 正 | ② | X 正 | Y 誤 |
| ③ | X 誤 | Y 正 | ④ | X 誤 | Y 誤 |

B

活字印刷の技術は、16世紀後半に **ア** などを通じてもたらされ、17世紀前半にかけて活字(写真2)を用いた出版もなされた。徳川家康は、 **イ** 『吾妻鏡』を愛読しており、同書をはじめとした日本や中国の古典を出版させている。この出版事業によって、それまで秘蔵されていた書籍なども世に知られるようになった。

その後、木版印刷による商業出版がさかんになり、江戸時代後期にかけての **㉔** 学問や文芸の発達を支えた。国学者の塙保己一は、各地の寺社や文庫、個人が所蔵する貴重な文献を収集し、日本の古典1200種類以上を網羅した叢書である『群書類従』を刊行した。**㉕** 『群書類従』はその後の歴史研究においても必要不可欠な書物となっているが、その版木も、災害や戦火を経ながら、多くの人々の努力により現在まで受け継がれている(写真3)。

写真2 17世紀前半の銅活字



写真3 『群書類従』の版木



日本史B

問 4 空欄 に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① ア イエズス会の宣教師
イ 鎌倉幕府の成立から中期までの時期を扱った史書である
- ② ア イエズス会の宣教師
イ 鎌倉幕府の滅亡とその後の内乱を題材とした軍記物である
- ③ ア オランダ東インド会社の社員
イ 鎌倉幕府の成立から中期までの時期を扱った史書である
- ④ ア オランダ東インド会社の社員
イ 鎌倉幕府の滅亡とその後の内乱を題材とした軍記物である

問 5 下線部①に関連して、江戸時代後期に学問や文芸の分野で活躍した人物について述べた次の文X・Yと、それに該当する語句a～dとの組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

X この人物は、江戸に蘭学塾の芝蘭堂を開いて門弟を育成し、蘭学の入門書である『蘭学階梯』を著した。

Y この人物は、江戸町人の風俗や恋愛を描いた人情本で人気を博したが、天保の改革で処罰を受けた。

a 大槻玄沢 b 緒方洪庵 c 為永春水 d 滝沢(曲亭)馬琴

- ① X — a Y — c ② X — a Y — d
- ③ X — b Y — c ④ X — b Y — d

- 問 6 下線部㉔に関連して、次の史料3は、明治時代の歴史書編纂事業^{へんさん}に関して記された文章の一節である。この史料3の内容と近代の印刷・出版について述べた後の文 a ~ d について、正しいものの組合せを、後の①~④のうちから一つ選べ。

6

史料3

近年、活版印刷器械^{べん}の便開け、著書はなはだ盛んなるがごときも、実は士族糊口^{ここう}(注1)のためにするに過ぎず。官撰官訳の書を除けば良書なし。(中略)修史(注2)の材料となるべき書に印本^{いんぼん}(注3)はなはだ少なし。ただ『群書類従』ありて大いにその力を得たり。また官の力によりて成りたるものなり。(中略)古来印本にて伝わりたる物語・軍談類^{もうびゆう}の妄謬(注4)を正すを、今度修史の眼目とせり。

(久米邦武「修史意見書」草案)

- (注1) 糊口：生活のための手段。
 (注2) 修史：歴史書を編纂すること。
 (注3) 印本：印刷された書物、木版本。
 (注4) 妄謬：まちがい、あやまり。

- a 史料3によると、活版印刷技術の発達にともない出版がさかんになり、士族も出版活動に関わっていたことが分かる。
 b 史料3によると、江戸時代に出版文化が発展していたため、『群書類従』のほかにも歴史書編纂の参考とすべき良書が広まっていたことが分かる。
 c 明治時代には、円本や文庫本などが出版されるようになり、大衆文化が形成された。
 d 明治時代には、日刊新聞(日刊紙)や雑誌の創刊が相次ぎ、民間の言論活動が活発化した。

- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

日本史B

第2問 次の文章A・Bは、日本古代の食物について高校生のアキさんとカズさんが交わした会話である。この文章を読み、後の問い(問1～5)に答えよ。(資料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。)(配点 16)

A

- ア キ：奈良にある平城宮の跡から、こんな木簡(写真1)が見つかっているよ。調べてみると、食品の支給に関するものらしい。
- カズ：「飯」はご飯のことだろうね。どんな①調理の道具を使っていたのかな。それにしても、「飯」「塩」って言葉を見ると、おにぎりを食べたくなるね。
- ア キ：「五斗」「^か一百顆」っていう分量を調べてみると、塩の方が多すぎて、おにぎりを作るにはしょっぱすぎるようだよ。この塩は、すぐに使いきるためのものではないんだろうね。
- カズ：平城宮では、多量の塩がやり取りされていたんだね。塩は、全国から集められたものだと考えられるけど、②国家による塩の徴収について、もっと調べてみたいな。
- ア キ：この木簡には、「^{まはまめ}真濱女」「板野」という人名も書かれている。どちらも女性で、「板野」が上司だったみたい。この女性たちは、食品を管理する立場で活躍していたんだろうね。食べ物ばかりじゃなく、③古代の女性の服装も気になってきたな。



写真1

問 1 下線部④に関連して、次の土器の写真2・3は、一方が甕で、もう一方は甑である。写真2・3の土器の名称と用途を説明した後の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。(ただし、写真の縮尺は一定ではない。) 7

写真2

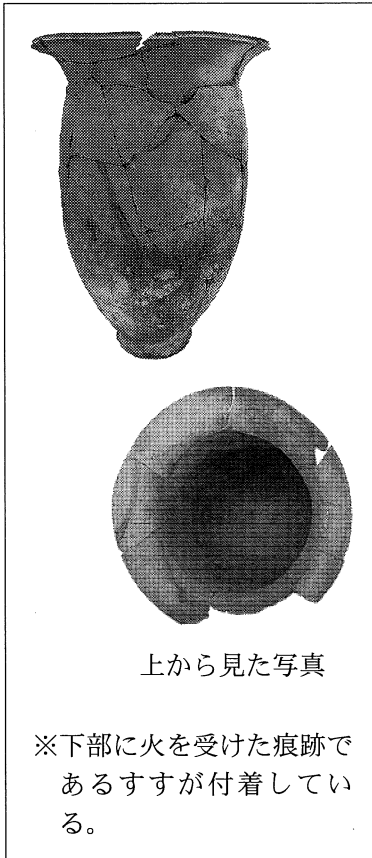
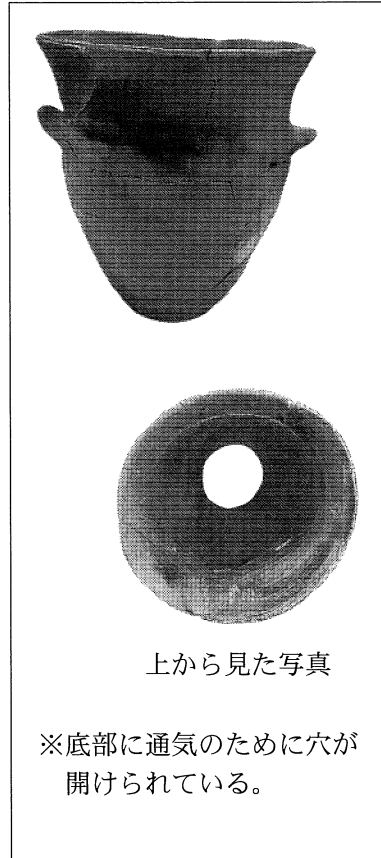


写真3



X 写真2の土器は甕で、食品を煮るために用いられた。

Y 写真3の土器は甑で、食品を蒸すために用いられた。

① X 正 Y 正

② X 正 Y 誤

③ X 誤 Y 正

④ X 誤 Y 誤

日本史B

問 2 下線部①に関連して、次の史料1・表1を踏まえ、8世紀における調という税目の塩の納入に関する後の文 a～d について、正しいものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。 8

史料1

凡そ調の絹・あしぎぬ 絶(注)・糸・綿・布は、ならびに郷土の所出しよしゆつに随えよ。(中略)
もし雑物輸いださば、(中略)塩は三斗。

(養老令)

(注) 絶：絹製品の一つ。

表1 調の塩の納入にともなう荷札の事例(平城宮跡出土木簡)

納入年	負担者	納入国	納入量
727年	<small>みよしのくにより</small> 三次国依	若狭国	3斗
755年	<small>わにべのひとり</small> 和爾部人足	尾張国	3斗
761年	<small>やたべのますうら</small> 矢田部益占	紀伊国	3斗
761年	<small>たじひべのみまろ</small> 丹比部蓑麻呂	淡路国	3斗
770年	<small>みやけひとのきぬまろ</small> 三家人衣万呂	若狭国	3斗
不明	<small>かものきみまろ</small> 鴨君麻呂	備前国	3斗

- a 令に規定された量で実際に納入されていた。
- b 口分田の支給対象である男女が負担していた。
- c 海に面した国から納入されていた。
- d 都より東側の国からは納入されなかった。

① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

問 3 下線部㉔に関する次の文Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

9

- Ⅰ 高松塚古墳の壁画に、唐や高句麗の影響を受けた服装を身につけた女性が描かれた。
- Ⅱ 寝殿造の邸宅に住んだ貴族の女性は、裳を長くひく女房装束を着用した。
- Ⅲ 唐風の服装を身につけた女性が描かれた鳥毛立女屏風が作られた。

- ① Ⅰ — Ⅱ — Ⅲ
- ② Ⅰ — Ⅲ — Ⅱ
- ③ Ⅱ — Ⅰ — Ⅲ
- ④ Ⅱ — Ⅲ — Ⅰ
- ⑤ Ⅲ — Ⅰ — Ⅱ
- ⑥ Ⅲ — Ⅱ — Ⅰ

日本史B

B

- ア キ：平城宮の跡からは、ある国から㉑蘇(生蘇)という乳製品が納められていたことが分かる 8 世紀の木簡(写真 4)も出土しているよ。
- カ ズ：『延喜式』の規定を見てみると、畿内・志摩国・飛驒国・陸奥国・出羽国・佐渡国・隠岐国は蘇の納入が規定されていなかったよ。それに、九州の国や島は大宰府を通じて納めていたみたいだね。出雲国以外は当番の年には 11 月までに蘇を納めなさい、という規定も見つけたよ。
- ア キ：『小右記』という貴族の日記には、こんな記事(史料 2)もあるよ。これって、今調べてくれた『延喜式』の規定とあわせて考えると、とてもおもしろいね。
- カ ズ：食べ物に関しては、トイレの跡から出土したものからも、当時の人が何を食べていたか分かるって聞いたことがあるな。発掘された遺物も含めて、いろいろな資料から古代に何が食べられていたのか調べてみたいね。まずは、㉒食べ物に関する資料を集めてみようか。



写真 4

史料 2

今日(注 1)、摂政殿(注 2)大饗(注 3)なり。(中略)藏人・主殿助举直(注 4)、内より(注 5)甘栗あまくりを持ち参る。ただし蘇なし。これ、西海道いまだ献ぜざるによるなり。

(『小右記』)

(注 1) 今日：永延 2 (988) 年正月 20 日。

(注 2) 摂政殿：藤原兼家。

(注 3) 大饗：大臣家などで開かれる、公的性格のある宴会。ここでは、藤原兼家が主催した。

(注 4) 藏人・主殿助举直：藤原举直。

(注 5) 内より：天皇のもとより。大饗に際して甘栗と蘇が下賜されることになっていた。

問 4 下線部㉑に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 10

- ① 写真 4 にみえる蘇の納入元は、『延喜式』の規定と合致する。
- ② 史料 2 にみえる蘇の納入が予定されていた地域は、『延喜式』の規定と合致する。
- ③ 史料 2 からは、『延喜式』に規定された蘇の貢納期限が守られていたことが読み取れる。
- ④ 史料 2 からは、蘇の授受を通じた天皇と貴族の結びつきが読み取れる。

問 5 下線部㉒に関連して、アキさんとカズさんは古代の食物に関する資料を次の表 2 にまとめた。空欄 ア ～ ウ に入る後の文 a ～ f の組合せとして正しいものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。 11

表 2

資料名	資料の性格・内容	食物に関連する内容の例
平城京跡出土木簡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用後に廃棄された木の札。 ・ ア ・ 食物に関連する内容も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴族が、東西市以外の場所で、飯や酒を販売していたことが分かる。
『日本三代実録』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家が^{へんさん}編纂した六国史の最後。 ・ 日常の飲食に関しては、ほとんど省略されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イ
『枕草子』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一条天皇の皇后定子に仕えた清少納言がかな文字で記した随筆。 ・ ウ による中国の文物・知識の流入を背景とした内容も多い。 ・ 食物に関連する内容も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ^{べいだん}餅餠という中国風の料理が定子に届けられた様子がみやびやかに記される。

日本史B

- a 1点ごとに政治事件に関する豊富な情報を含むが、国家の主観などを反映して情報が改変されている可能性がある。
- b 1点ごとに含まれている情報の量は少ないが、意図的に内容が改変されていることは少ない。
- c 平安宮の施設に放火したとして伴善男が処罰された際、所有していた水田のほか、製塩のための場や設備も没収されたことが記される。
- d 信濃守の藤原陳忠が、谷に落ちた際にキノコをかき集め、「受領は倒るるところに土をもつかめ」と言ったという、受領の強欲さを象徴する話が記される。
- e 宋との朝貢関係
- f 唐・宋などの商人の来航

- | | | | | | | | |
|---|------|------|------|---|------|------|------|
| ① | ア— a | イ— c | ウ— e | ② | ア— a | イ— c | ウ— f |
| ③ | ア— a | イ— d | ウ— e | ④ | ア— a | イ— d | ウ— f |
| ⑤ | ア— b | イ— c | ウ— e | ⑥ | ア— b | イ— c | ウ— f |
| ⑦ | ア— b | イ— d | ウ— e | ⑧ | ア— b | イ— d | ウ— f |

第3問 次の文章は、中世社会の特色について調べている、高校生のマユさんとヨシミさんの会話である。この文章を読み、後の問い(問1～5)に答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。)(配点 16)

マ ヨ：中世になると鎌倉幕府が成立するけれど、㉔ 京都の朝廷も権力を持っているし、荘園領主も大きな権力を持っていたんだよね。

ヨシミ：だから中世には、幕府の法や朝廷の法、荘園領主の法など複数の法が併存していたみたいだね。それから戦国大名の中には分国法を制定した者もいたよね。

マ ヨ：様々な権力がそれぞれに異なる法を出していたなんて、よく社会が混乱しなかったよね。

ヨシミ：鎌倉幕府の出した法令は主に御家人を対象としたように、それぞれの法は適用範囲が異なっていたから大丈夫だったんじゃない。

マ ヨ：でも、㉕ 1297年の永仁の徳政令については、御家人以外の人たちも適用を求めたことがあったようだよ。

ヨシミ：そうか、支配する権力者たちは法の適用範囲を定めたけど、支配される人たちはそれを守るとは限らなかったわけか。

マ ヨ：それに、山城国^{しもくぜ}下久世荘の名主・百姓が起こした訴訟は、㉖ 南北朝時代の出来事だったという点も面白いね。

ヨシミ：それだけ永仁の徳政令の影響力が大きかったことが分かるよね。

マ ヨ：中世の荘園の名主・百姓たちは、自らの利益を守るために様々な活動をしたんだね。

日本史B

問 1 下線部②に関連して、中世の朝廷に関して述べた次の文Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

12

- Ⅰ 北面の武士に加えて新たに西面の武士を設置するなど、軍事力を増強させた朝廷は、幕府との戦いに踏み切った。
- Ⅱ それまで朝廷が保持していた京都の市政権や諸国に段銭を課す権限などが、幕府の管轄下に置かれた。
- Ⅲ 朝廷は、荘園領主などに武力で抵抗し悪党と呼ばれた新興武士の取り締まりを、幕府に要請した。

- ① Ⅰ — Ⅱ — Ⅲ ② Ⅰ — Ⅲ — Ⅱ ③ Ⅱ — Ⅰ — Ⅲ
④ Ⅱ — Ⅲ — Ⅰ ⑤ Ⅲ — Ⅰ — Ⅱ ⑥ Ⅲ — Ⅱ — Ⅰ

問 2 下線部⑥に関連して、永仁の徳政令(史料1)と、1345年に山城国下久世荘の名主・百姓が永仁の徳政令の適用を荘園領主の東寺に求めた申状(史料2)に関して述べた後の文a～dについて、正しいものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。

13

史料1

一 質券売買地(注1)の事 永仁五年三月六日

右、地頭御家人買得の地においては、本条(注2)を守り、二十か年を過ぐるは、本主(注3)取り返すに及ばず。非御家人ならびに凡下(注4)の輩^{ほんげ}買得の地に至りては、年紀の遠近^{いと}を謂わず、本主これを取り返すべし。

(「東寺百合文書」)

(注1) 質券売買地：質入れや売買した土地。

(注2) 本条：ここでは御成敗式目第8条のこと。

(注3) 本主：もとの持ち主(売主)。

(注4) 凡下：庶民。

史料2

山城国下久世荘の名主・百姓が、荘園領主の東寺に申し上げます。かつての買主の子孫と称する者が、われわれが取り戻した売却地の返還を求める訴訟を起こしました。これはとんでもない言いがかりです。なぜならば、永仁五年三月六日に鎌倉幕府が立法した徳政令と、同じく七月二十二日に幕府が六波羅探題へ送った指令書には、「非御家人ならびに凡下の輩の質券売買の地においては、年紀の遠近を謂わず、売主これを取り返すべし」と見えるからです。どうか不当な訴訟を棄却してください。

(「東寺百合文書」大意)

- a 史料1は、本主が誰であっても、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
- b 史料1は、本主が御家人であれば、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
- c 史料2は、下久世荘の名主・百姓が、史料1の規定を読み換え、訴えを退けるよう主張したものである。
- d 史料2は、下久世荘の名主・百姓が、史料1の規定に基づき、訴えを退けるよう主張したものである。

- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

日本史B

問 3 下線部㉔に関連して、南北朝時代の文化について述べた次の文X・Yと、それに該当する語句a～dとの組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 14

X この人物は、南朝の立場から皇位継承の正統性を説いた『神皇正統記』を著した。

Y この人物は、連歌の規則書として『応安新式』を制定し、『菟玖波集』を編集した。

a 北畠親房 b 一条兼良 c 二条良基 d 宗 祇

- ① X — a Y — c ② X — a Y — d
③ X — b Y — c ④ X — b Y — d

問 4 マユさんとヨシミさんは、戦国大名が制定した分国法について調べて、次の史料3～5を見つけた。史料3～5と、その内容について述べた後の文X・Yとの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

15

史料3

朝倉館の外、国の中に城郭を構えさせまじく候、惣別して分限あらん者(注1)は一乗谷へ越され、その郷その村には代官・百姓ばかり置かるべく候事。

(注1) 分限あらん者：所領をもつ者のこと。

史料4

駿・遠両国(注2)の輩、あるいはわたくしとして他国より嫁をとり、あるいは婿にとり、娘をつかわす事、自今以後これを停止し^{ちようじ}おわんぬ。

(注2) 駿・遠両国：駿河・遠江両国のこと。

史料5

喧嘩^{けんか}の事、是非に及ばず成敗を加うべし。ただし、取り懸くる(注3)といえども、堪忍せしむるの輩においては、罪科に処すべからず。

(注3) 取り懸くる：相手がうってかかること。

X この戦国大名は、家臣が領国外の武士と結びつくことを警戒した。

Y この戦国大名は、家臣同士が自らの武力で争うことを禁止した。

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| ① X — 史料3 | Y — 史料4 | ② X — 史料3 | Y — 史料5 |
| ③ X — 史料4 | Y — 史料3 | ④ X — 史料4 | Y — 史料5 |
| ⑤ X — 史料5 | Y — 史料3 | ⑥ X — 史料5 | Y — 史料4 |

問5 マユさんとヨシミさんは、永仁の徳政令の適用に関する史料2の事例をきっかけに、さらに中世社会の特色を調べた。その結果、実力を行使して問題を解決しようとする事例があることもわかった。このような事例として最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 16

- ① ある御家人は、一族からの所領の流出問題を解決するために、娘に譲った所領を一期分にしようとした。
- ② ある荘園領主は、地頭による荘園侵略問題を解決するために、下地中分の裁定を幕府に求めようとした。
- ③ ある戦国大名は、隣国の大名との境争いの問題を解決するために、惣無事を受け入れようとした。
- ④ ある村の住人たちは、他村との用水争いの問題を解決するために、その村の用水の取り入れ口を破壊し、自分たちの耕地に優先的に用水を引こうとした。

日本史B

第4問 次の文章は、高校生のフミさんとサトさんが、近世の輸出入品と社会・経済との関係について話し合った際の会話である。この文章を読み、後の問い(問1～5)に答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。)(配点 16)

フ ミ：もともと室町時代には朝鮮などから **ア** が多く輸入されていたよね。でも、**ア** は江戸時代前期までに国産化が進んで、庶民も、それ以前のように **イ** を使った衣料から、次第に **ア** を使った衣料を着るようになっていったんだ。

サ ト：もっと高級な、中国産の生糸や絹織物も、戦国時代になると大量に輸入されたね。日本にやってくるようになったポルトガル船もおもにそれらを積んできたんだ。

フ ミ：㉔江戸幕府がポルトガル船の来航を禁止した時にも、ポルトガル船に代わってオランダ船などから生糸や絹織物を輸入できるか、慎重に確認したみたい。ほかに砂糖や葉の原料も輸入されていたね。

サ ト：でも、多くの高級品を輸入するには、対価として輸出できる物がないと貿易が成り立たないよね。

フ ミ：それが鉱産物、特に **ウ** だったんだ。16世紀半ばから17世紀の初めにかけて、日本は **ウ** を増産するようになり、世界の中でも主要な産出国だったんだよね。

サ ト：18世紀になると、輸出品の内容は変わって、㉕俵物の輸出が促進されるようになったんだよね。

フ ミ：でも、それまで輸入していた物産が、次第に国産化されるようになったことも重要だよな。

サ ト：そうそう。㉖輸入に頼っていた砂糖は国産化が進んだよね。

フ ミ：ほかにも、㉗生糸や絹織物が国内で生産されるようになったことは人々のくらしにも大きな影響を及ぼしたんだよね。

問 1 空欄 **ア** ~ **ウ** に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①~④のうちから一つ選べ。 **17**

- ① ア 木 綿 イ 麻・苧 ウ 金
- ② ア 木 綿 イ 麻・苧 ウ 銀
- ③ ア 麻・苧 イ 木 綿 ウ 金
- ④ ア 麻・苧 イ 木 綿 ウ 銀

問 2 下線部②に関して、江戸幕府がポルトガル船の来航を禁止するに至るまでに起きた出来事を述べた次の文Ⅰ~Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①~⑥のうちから一つ選べ。 **18**

- Ⅰ 江戸幕府は、ヨーロッパ船の寄港地を平戸と長崎に限定した。
- Ⅱ かつてキリシタン大名の領地であった島原・天草地域で、牢人・百姓による大規模な一揆が起きた。
- Ⅲ 江戸幕府は、キリスト教を禁止し、宣教師や信徒を迫害し始めた。

- ① Ⅰ — Ⅱ — Ⅲ ② Ⅰ — Ⅲ — Ⅱ ③ Ⅱ — Ⅰ — Ⅲ
- ④ Ⅱ — Ⅲ — Ⅰ ⑤ Ⅲ — Ⅰ — Ⅱ ⑥ Ⅲ — Ⅱ — Ⅰ

日本史B

問 3 下線部㊸に関連して、俵物の輸出に関して述べた次の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

19

X 俵物の輸出が促進された背景には、17世紀末に中国からの来航船が減り、貿易額も減少したため、幕府が輸出増加策をとったことがあげられる。

Y 俵物の輸出が促進されたため、蝦夷地で干しあわび・いりこなどの生産が活発になった。

① X 正 Y 正

② X 正 Y 誤

③ X 誤 Y 正

④ X 誤 Y 誤

問 4 下線部㊸に関連して、次の史料1は、江戸時代後期に、江戸の喜田川守貞という人物が当時の風俗を記した書物『守貞謏稿』^{もりさだまんこう}にみられる砂糖に関する記述である。史料1に関して述べた内容として最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

20

史料1

長崎入船の蘭(注1)、一種を持ち来る。(中略)その糖を出島白と言う。支那(注2)よりは三種白糖を持ち来る。(中略)皇国製糖の始めは、官圃(注3)にこの種を伝えしを池上太郎左衛門なる者拜受し、駿河・遠江二州より植え始め、後、四国に伝え植ゆ。(中略)今、白糖は讃岐を第一、阿波これに次ぎ、駿河・遠江・三河・和泉等またこれに次ぐ。黒糖、それ以前は薩摩より琉球産を渡すのみ。創製以来、紀伊・土佐を第一とし、和泉・駿河・遠江・三河その他もこれを産す。

(注1) 蘭：オランダ。

(注2) 支那：当時用いられた中国の呼称。

(注3) 官圃：幕府が管轄する菓園。

- ① 史料1が書かれた頃には、異国と貿易を行っていたすべての藩を通じて砂糖が輸入されていたことが読み取れる。
- ② 史料1が書かれた頃には、幕府は砂糖の専売制を改め、自由な取引を容認していたことが読み取れる。
- ③ 史料1が書かれた頃には、薩摩から琉球へ黒砂糖が輸出されるようになったことが読み取れる。
- ④ 史料1が書かれた頃には、一部の藩領でも白砂糖や黒砂糖が生産されていたことが読み取れる。

問5 下線部㉑に関して、次の史料2は、1835年に作成された上野国桐生および下野国足利周辺の機織り屋に関する文書から一部を要約したものである。史料2と、これらの地域で織物業が盛んになった時期の社会や政治に関して述べた後の文a～dについて、最も適当なものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。 21

史料2

これらの地域では約50年前から織物業が繁盛し、年々土地が賑やか^{にぎ}になった。そのきっかけは、今から100年程前に京都西陣の機屋の中村弥兵衛が足利郡一色村の百姓仙内のところに滞在した際、返礼として紋紗綾^{もんさや}(注1)の織り方を伝授したことである。関東では珍しい織物だったので、大きな利益になった。

これらの地域の百姓は、昔は農業の片手間に女性が蚕飼^{こがい}(注2)をして、糸をとり織物で生計を立てていたが、最近はだんだん繁盛して蚕飼などはやめて、近辺だけではなく他国からも糸を買い入れ、糸問屋がたくさん出来、機織り屋はそれぞれ機織り女などを大勢抱えて生業としている。追々他国の者も多数入ってきて、土地が賑やかになるにしたがい風俗は華美になり、労苦を嫌い、自然と農業はなおざりになっている。

(『群馬県史』大意)

(注1) 紋紗綾：模様のある絹織物の一種。

(注2) 蚕飼：養蚕。

日本史B

- a 史料2から、これらの地域で独自の機織り技術が発展したのは、江戸時代初期から織物を専業とする者が集住していたからだと考えられる。
- b 史料2から、これらの地域では、19世紀に織物業の専業化が進んでいたと考えられる。
- c これらの地域で織物業が盛んになった時期には、商品生産や流通の担い手となる豪農が経済的に成長した。
- d これらの地域で織物業が盛んになった時期には、幕府領では幕政改革により、新たに定免法による年貢増徴策が採用された。

① a・c

② a・d

③ b・c

④ b・d

第5問 日本史探究部に所属している高校生のハジメさんは、「明治はじめて物語」というテーマで研究発表をすることになった。ハジメさんが発表のために作成した次の発表原稿を読み、後の問い(問1～4)に答えよ。(資料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。)(配点 12)

発表原稿

〈洋服の始まり〉

1858(安政5)年に締結された条約に基づき、その翌年には横浜・長崎・**ア**で欧米諸国との貿易が始まった。㉑日本と欧米諸国の貿易が進展するに伴い、西洋文明の生活様式も徐々に日本社会へ浸透していった。

例えば、永井荷風は『洋服論』のなかで「日本人そもそも洋服の着始めは旧幕府仏蘭^{フランス}西式歩兵の制服にやあらん」と指摘しており、明治時代になると洋服を着る習慣は、**イ**から次第に広まった。

〈銀行の始まり〉

明治新政府が樹立されると、生活様式だけでなく、様々な社会制度も西洋文明を模範として再編されていった。

例えば、貨幣制度の整備は政府の重要課題であったため、1872(明治5)年にアメリカの制度を参考にして㉒国立銀行条例が定められ、翌年に第一国立銀行が発足した。

もともと、江戸時代にも三貨の両替や為替の発行を業務とする商人は存在しており、日本の銀行が西洋文明の影響だけを受けて登場したわけではない。㉓明治時代に新たに登場した生活様式や社会制度、文化活動のなかには、西洋文明の影響を受けつつ、同時に日本の伝統を引き継いでいるものがいくつも存在する。

日本史B

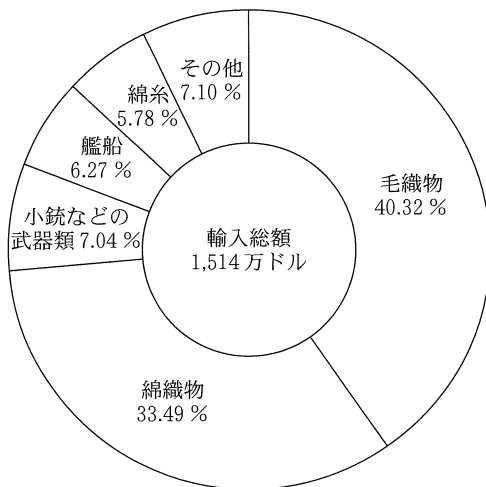
問 1 空欄 **ア** **イ** に入る語句の組合せとして最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 **22**

- ① ア 兵 庫 イ 官営模範工場の工女
- ② ア 兵 庫 イ 官吏や軍人
- ③ ア 箱 館 イ 官営模範工場の工女
- ④ ア 箱 館 イ 官吏や軍人

問 2 下線部②に関連して、ハジメさんは1865年と1867年における日本の輸入総額と主な輸入品の割合を調べ、次のグラフ1・2を作成した。これらのグラフに関して述べた後の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 **23**

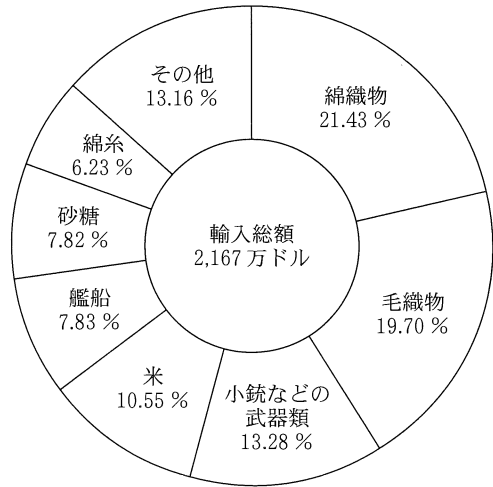
グラフ 1

1865年における日本の
輸入総額と主な輸入品の割合



グラフ 2

1867年における日本の
輸入総額と主な輸入品の割合



(石井孝『幕末貿易史の研究』により作成)

X グラフ1とグラフ2からは、艦船や小銃などの武器類の輸入額が増えたことが確認でき、幕末期の日本で西洋式軍備の需要が高まっていたことが分かる。

Y グラフ1からグラフ2へと輸入総額が変化した背景には、欧米諸国の要求により関税率が引き上げられたことがある。

- ① X 正 Y 正 ② X 正 Y 誤
 ③ X 誤 Y 正 ④ X 誤 Y 誤

問3 下線部⑤に関連して、銀行の始まりに関して調べたハジメさんは、次の史料を見つけた。この史料を参考にしつつ、国立銀行に関して述べた文として最も適切なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 24

史料

国立銀行条例は、明治五年十一月はじめて発布せられ(中略)政府の命令同様の
しょうよう
 愆 憑(注)にて、三井組、小野組発起し、資本金二百五十万円の銀行を設立す
 ることとなり、(中略)国立銀行条例に準拠し、六年八月一日開業の式をあげ、
 (中略)これを第一国立銀行とす。(中略)明治九年八月五日、華士族禄制変更の
 ために、金禄公債一億七千余万円を発行せり。この公債証書をもって、国立銀
 行設立を申請する者 おびただ 夥しく、(中略)多数の乱立をみたり。

(石井研堂『明治事物起原』)

(注) 愆憑：勧めてそうするように仕向けること。

日本史B

- ① 当初，国立銀行が発行する銀行券は，正貨との兌換は義務付けられていなかった。
- ② 国立銀行の中では，第一国立銀行だけが政府から紙幣発行の権限を与えられた。
- ③ 政府は，三井組と小野組が出資して設立した銀行に対抗するため，第一国立銀行を設立した。
- ④ 金禄公債証書をもとに，国立銀行を設立しようとする華族や士族が多く現れた。

問 4 下線部㉔に関して述べた次の文 a ~ d について，正しいものの組合せを，後の①~④のうちから一つ選べ。

25

- a フェノロサは日本の伝統美術を再評価し，その復興に尽力した。
- b 洋学者の加藤弘之は，他の洋学者と政教社を組織して，表面的な西洋化を批判した。
- c ドイツ民法を模範として編纂^{へんさん}され，1890年に公布された民法は，日本の伝統を破壊すると批判され，施行延期となった。
- d 明治政府は，旧暦(太陰太陽暦)を廃して太陽暦を採用したが，都市部に比べて農村部では旧暦使用の慣習が長く残った。

- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

第6問 次のプリントA・Bは、二度の世界大戦後の日本と国際社会の関係をテーマに、発表準備を進めている高校生のヒマリさんが作成したものである。この文章を読み、後の問い(問1～7)に答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところがある。) (配点 22)

A 第一次世界大戦後の日本と国際社会の関係について作成したプリント

- ・大戦後の日本：複数の国際会議に参加。新しい国際社会の構築への関与。
例：1921～22年のワシントン会議→㉔日本は多くの新条約を締結、古い条約を廃棄。
- ・㉕不戦条約の締結(1928年)：日本も調印・批准。
内容：国際紛争を解決する手段としての戦争を、放棄すると誓う。
- ・1931年9月～：日本軍が中国東北部で軍事行動を開始。
疑問点：㉖日本政府は、不戦条約などとの関係をどう考えたのか？
- ・その後の展開：国際組織や条約からの相次ぐ脱退。
疑問点：㉗国際社会との関係を日本の指導者たちはどう構想したのか？

問1 下線部㉔に関連して、ヒマリさんが見つけた次の史料1～3に関して述べた後の説明X・Yについて、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 26

史料1

両締盟国のどちらかが自ら挑発せずに(中略)その領土権や特殊利益を防護するために交戦する時は(中略)他の一方の締盟国は(中略)協同して戦闘に当り、講和も同様に両締盟国が合意した上で行う。

史料2

締約国は戦争に訴えない義務を受諾し、(中略)各国政府間の行為を律する国際法の原則を確立し、(中略)各国間の平和安寧を完成するため、ここに国際連盟規約を協定する。

日本史B

史料3

締約国は各自の主力艦建造計画を廃止しなければならず、同時に(中略)(別の条項)に掲げる規定に従って(老朽艦の代わりに)建造することができるトン数以外に、新しい主力艦を建造したり取得したりできない。

(史料1～3は『日本外交年表並主要文書』)

X ワシントン会議で調印された条約の一部分

Y ワシントン会議で廃棄された条約の一部分

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| ① X — 史料1 | Y — 史料2 | ② X — 史料1 | Y — 史料3 |
| ③ X — 史料2 | Y — 史料1 | ④ X — 史料2 | Y — 史料3 |
| ⑤ X — 史料3 | Y — 史料1 | ⑥ X — 史料3 | Y — 史料2 |

問2 下線部⑥に関連して、この条約に調印した内閣について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

27

- ① 幣原喜重郎を外相に起用し、列強との協調を重視する外交を展開するとともに、ソ連との国交を樹立した。
- ② 無政府主義者の青年が虎ノ門(虎の門)付近で摂政宮(皇太子)を狙撃した事件の責任をとって総辞職をした。
- ③ アメリカによる共同出兵の提唱を受けて、同国およびイギリス・フランスとともにシベリア方面に出兵した。
- ④ 25歳以上の男性に選挙権が、30歳以上の男性に被選挙権がある最初の総選挙を実施した。

- 問 3 下線部㉔に関連して、ヒマリさんは発表で、次の史料4を紹介した。史料4
 に関して述べた後の文X・Yについて、その正誤の組合せとして正しいもの
 を、後の①～④のうちから一つ選べ。 28

史料4 海軍省・陸軍省・外務省による中国問題処理の方針(1932年1月6日)
 満蒙はこれをさしあたり中国本部政権より分離独立した一政権の政治支配地域
 とし、一つの国家の形態をとるように誘導する。(中略)
 満蒙の治安維持及び満鉄以外の鉄道保護は、主として中国側の警察ないし警察
 的軍隊に当たらせる。(中略)
 それぞれの措置の実行にあたっては、つとめて国際法ないし国際条約抵触を避
 け、特に満蒙政権問題に関する措置は九カ国条約などの関係上、できる限り中
 国側の自主的発意に基づいたような形式にするを可とす。
 (『太平洋戦争への道』)

- X 史料4によれば、日本は関東軍の行動に制限を加え、満鉄の警備を中国側
 に任せることにした。
 Y 史料4からは、日本政府内では中国に関する問題について既存の条約など
 に違反しない方針が検討されていたことがわかる。

- | | |
|-----------|-----------|
| ① X 正 Y 正 | ② X 正 Y 誤 |
| ③ X 誤 Y 正 | ④ X 誤 Y 誤 |

日本史 B

問 4 下線部㉑に関連して、日本の外交に関して述べた次の文 a ~ d について、正しいものの組合せを、後の①~④のうちから一つ選べ。 29

- a 既存の国際秩序に批判的なドイツやイタリアに接近した。
- b 重慶の国民政府を「^{あいて}対手」とする声明を出して、日中関係を改善した。
- c 北方の安定を確保して南進政策を進めるため日ソ中立条約を締結した。
- d 独自の経済圏を作るため、日本は日米通商航海条約の廃棄を通告した。

- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

B 第二次世界大戦後の日本と国際社会の関係について作成したプリント

- ・敗戦と占領：1952年の独立回復まで、独自の外交が不可能に。
疑問点：㉔ アメリカ主体の占領は日本社会にどのような影響があったか？
- ・1951年の対日講和会議：開催国はアメリカ。
内容：㉕ 日米安全保障条約にも調印→日本にとってアメリカの圧倒的な存在感。
対日講和会議に参加せず、㉖ 日本と国交を樹立しなかった国々の存在。

問 5 下線部㉗に関連して、占領期における日本の社会や文化の説明として誤っているものを、次の①~④のうちから一つ選べ。 30

- ① 占領軍によって、軍人や政治家など戦争中の責任を問われた人物が公職から追放された。
- ② アメリカ教育使節団の勧告に基づき、教育の機会均等をうたった教育基本法が制定された。
- ③ 戦時期の抑圧的な風潮が継続し、明るくのびやかな歌謡曲は日本政府によって規制された。
- ④ 日本政府による言論統制が解かれ、政治批判を含む言論が盛んになる一方で、占領政策に対する批判は禁止された。

問 6 下線部㉑に関連して、敗戦後に日本がアメリカとの間で結んだ次の条約・協定Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 31

- Ⅰ アメリカが「琉球諸島」の権利を放棄する協定
- Ⅱ アメリカから経済的援助を受けるとともに、自衛力を増強する義務を負う協定
- Ⅲ 在日アメリカ軍の「極東」での軍事行動に関する事前協議を定めた条約

- ① Ⅰ－Ⅱ－Ⅲ
- ② Ⅰ－Ⅲ－Ⅱ
- ③ Ⅱ－Ⅰ－Ⅲ
- ④ Ⅱ－Ⅲ－Ⅰ
- ⑤ Ⅲ－Ⅰ－Ⅱ
- ⑥ Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ

問 7 下線部㉒に関して、ヒマリさんは、対日講和会議以後の日本との外交関係について次のメモを作成した。空欄 ア イ に入る語句の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 32

メモ

日本はサンフランシスコ平和条約の調印によって独立した。講和会議に ア は参加したが調印しなかった。この時、講和を結ばなかった国々とは、個別に国交を結ぶことになった。

例えば、1972年に日本と中華人民共和国とは、両国間の「不正常な状態」を終結させるため、 イ に調印した。

- ① ア ソ 連 イ 日中平和友好条約
- ② ア ソ 連 イ 日中共同声明
- ③ ア インド イ 日中平和友好条約
- ④ ア インド イ 日中共同声明